

住み慣れた地域の中で支え合い、 安心して生き生きと暮らし続けることが できるまちの実現を目指して

「肩車社会」の到来



2025（令和7）年、全ての団塊の世代が75歳以上になり、介護が必要な人の増加が見込まれています。さらに、日本の高齢化率は団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える2040（令和22）年まで上昇し続けると言われていて、今後は現役世代1・3人で1人の高齢者を支える「肩車社会」の到来が予想されます。この状況を踏まえ、市では、令和6～8年度までの計画である、「第9期都市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しました。

重点指針

本計画では、3つの指針を掲げ、今後3年間の施策を展開します。

- ・地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み
- ・地域包括ケアシステムを支える介

◎問い合わせ

いきいき長寿課 ☎23-2685
介護保険課 ☎23-2114
福祉課 ☎23-0963

介護人材確保および介護現場の生産性向上の推進
・介護サービス基盤の計画的な整備
※詳しくは、市ホームページまたはいきいき長寿課、介護保険課および福祉課の窓口で配布する冊子を確認ください



本計画に基づき、特に高齢者が要介護状態になるのを未然に防止し、少しでも長く健康で自立した生活を送れるよう、*フレイル予防を含む介護予防を強化していきます。
※加齢により心身が老い衰えた状態



いきいき長寿課
技師
土井 絢乃

「都市子ども家庭センター」 を設置しました

本センターでは、妊産婦や乳幼児、子どもの健康の保持や増進、早期からの虐待防止を図るため、妊産婦や子ども、子育て世帯へ福祉や保健に関する一体的な相談支援を行います。今回は、センターの概要を紹介します。

開設場所・時間

【子ども家庭課】

月～金曜日 8時30分～17時15分

【市保健センター】(Mallmall)

月～金曜日、第2日曜日 8時30分

～17時15分（木曜日は19時まで）

※いずれも祝日、年末年始は除く

相談・問い合わせ先

子ども家庭課 ☎23-0964
kodomokatei@city.miyakonojo.
miyazaki.jp
市保健センター ☎36-5661
mj-hoken@city.miyakonojo.
miyazaki.jp

事業内容

妊娠期から出産、子育て期までの相談窓口として、専門職が相談を受け付け、関係機関と連携してサポートします。

相談方法

要予約の上、来所、電話またはメール
詳しくは、市ホームページを確認ください。



気軽に相談ください！

子育てを頑張ることはとても大変なことです。子育てに関する悩みや心配事がある時は、一人で抱えず、気軽に相談ください。母子保健と児童福祉の専門的知識を持つ職員が連携・協力しながらお子さんとその家庭に寄り添い、きめ細かな支援を提供します。



子ども家庭課
主任技師
榎 友作

5月は赤十字運動月間です

5月8日の「世界赤十字デー」に合わせ、毎年5月は赤十字運動月間となっています。今回は、日本赤十字社の取り組みについて紹介します。

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-0963

＋災害時の被災者救援活動

災害現場への医療スタッフや救援ボランティアの派遣、救援物資の配布や炊き出しのほか、心身のケアや避難所運営などを行っています。

＋赤十字講習の実施

事故や病気に対する応急処置の方法や家庭内での病気の予防、高齢者の介護方法などの普及を目的に、救急法や生活支援の講習などを行っています。



＋赤十字奉仕団の育成

福祉施設や一人暮らしの高齢者との交流をはじめ、大規模災害発生時の救援活動などを行う赤十字奉仕団を育成しています。

＋募金や義援金の受け付け

赤十字の活動は、皆さんからの寄付金などを財源としていて、国内外の被災者への医療救護活動や物資の

＋献血（血液事業）

輸血や血液製剤による治療を必要とする人に血液を提供するため、献血ルームや献血車による献血をお願いします。献血は、常設会場の献血ルーム（カリノ宮崎・宮崎市橘通東四丁目8-1）のほか、県内を巡回する献血バスで実施しています。



◎献血バスの運行スケジュール

日時や会場などは、県赤十字血液センター ☎0985-50-1800 のホームページを確認ください。



災害時に支援が必要な人の 名簿を作成しています

災害発生時や発生の恐れのあるときに、自力で避難が難しい高齢者や障がいのある人は、避難情報の伝達や避難所への誘導など支援が必要です。市では、自治公民館や民生委員・児童委員、消防団などの「避難支援等関係者」と連携し、避難を支援する仕組みづくりを進めていますので、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の作成に協力ください。

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-0963

名簿への登録方法

支援が必要な人を正確に把握するため、名簿を毎年更新しています。支援が必要と思われる人には「名簿登録調査票」を8月末までに送付します。必要事項を記入し、福祉課まで返送ください。

●留意事項

・調査票が届いた人で登録を希望しない場合は「名簿情報提供拒否申出」を提出ください
・調査票が届かなかった人も登録できます（⑧の対象者）
・名簿に登録されても、災害時の支援が保証されるものではありません

